

第六十号議案

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

江戸川区立共育プラザ条例（平成十七年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基づき」を「基づく児童福祉施設又はこれに類する施設として」に改める。

別表第一江戸川区立共育プラザ葛西の項の次に次のように加える。

江戸川区立共育プラザ葛西臨海分室

江戸川区臨海町二丁目二番二号

付 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく児童福祉施設に類する施設として、江戸川区立共育プラザ葛西臨海分室を新たに設置する必要があるもので、本案を提出いたします。